

一般社団法人日本熱傷学会

一般社団法人日本熱傷学会専門医制度施行細則

平成 18 年 6 月 7 日制定

平成 19 年 9 月 21 日改正

平成 20 年 3 月 7 日改正

平成 21 年 3 月 14 日改正

平成 22 年 6 月 4 日改正

平成 23 年 6 月 1 日改正

第 1 章 運営

第 1 条 日本熱傷学会専門医制度規則の施行に当り、規則に定めた以外の事項については、施行細則の規定に従うものとする。

第 2 章 専門医委員会

第 2 条 専門医委員会の委員数は、10 名とする。

第 3 条 専門医委員会の委員の任期は、2 年とし重任をさまたげない。ただし引き続いて 4 年を超えることはできない。

第 4 条 専門医委員会の委員長は、理事長が指名する。

第 5 条 専門医委員会の委員は、専門医委員会の委員長が評議員の中から選任する。

第 6 条 専門医委員会の委員に欠員を生じたときは、専門医委員会の委員長が委員の補充を行う。補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 7 条 専門医委員会は、定員の 2 分の 1 以上の委員の出席を要し、議決は出席者の過半数によって行う。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。文書による意思の表示は出席と認めない。

第 8 条 専門医委員会の委員は、業務上入手した会員に関する一切の情報を守秘する義務がある。

第 9 条 専門医委員会の事務は、一般社団法人日本熱傷学会事務局において行う。

第 3 章 専門医の認定を申請するものの資格

第 10 条 専門医の認定を申請する者は、次に定めた研修期間、研修内容、専門医認定研修施設での研修条件を満たしていること。

1) 研修期間

卒後 2 年間の臨床研修を修了したのち学会が認定した熱傷専門医認定研修施設で専門医の指導のもとで行う 1 年以上の研修を含めて以下の学会の専門医・認定医認定施設あるいは、本委員会が研修にふさわしいと認めた施設での研修が 5 年以上あること。

日本救急医学会、日本形成外科学会、日本外科学会、日本皮膚科学会

2) 研修内容

①申請者は研修期間中に下記の 15 項目について項目ごとに最低 3 症例の経験を必要とする。

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1、熱傷深度の判定と範囲の算定 | 2、初期輸液法 |
| 3、熱傷患者の呼吸管理 | 4、熱傷患者の栄養管理 |
| 5、熱傷患者の感染管理 | 6、気道熱傷の診断と治療 |
| 7、減張切開術 | 8、壊死組織切除 |

- 9、熱傷創に対する分層植皮術 10、分層植皮片の採取と採皮創の治療
 11、熱傷創に対する局所軟膏療法 12、熱傷後瘢痕拘縮に対する予防療法
 13、植皮による瘢痕拘縮形成術 14、皮弁による瘢痕拘縮形成術
 15、熱傷患者のリハビリテーション

ただし、日本熱傷学会講習会に参加した者は、講習会参加1回につき6症例分の経験にすることができる。また、スキンバンク摘出・保存講習会に参加したものは上記8から10の項目に限り講習会参加1回につき6症例分の経験にすることができる。また、ABLSコース（プロバイダーコース、インストラクターコースを問わず）に参加した者は、上記1, 2, 3, 6, 7の項目に限り、コース参加1回につき6症例分の経験にすることができる。なお、上記講習会参加による振替は、3回までとする。

- ② 申請者は研修期間中に下記の10項目のうち最低5項目に主治医（診療を主として担当するもの）として診療に従事した経験を必要とする。

- 1、広範囲熱傷 2、小児熱傷 3、高齢者熱傷 4、気道熱傷（損傷）
 5、手・足の熱傷 6、顔面熱傷 7、外陰部・会陰部熱傷
 8、熱傷後肥厚性瘢痕または瘢痕拘縮 9、化学熱傷（損傷） 10、電撃傷

- 3) 専門医認定研修施設

本細則第7章第17条により認定された施設とする。

第4章 専門医認定申請書類

第11条 専門医の認定を申請する者は、次の各項に定める申請書類を専門医委員会に提出しなければならない。

- 1) 専門医認定申請書（別に定める）
- 2) 履歴書（別に定める）
- 3) 医師免許証（写）
- 4) 専門医診療実績（別に定める）
- 5) 専門医認定研修施設の研修終了証（別に定める）
- 6) 推薦書（別に定める）
- 7) 日本熱傷学会学術集会へ2回参加した事を証明するもの（参加章あるいはその他：コピーでも可）。
- 8) 日本熱傷学会学術講習会へ1回参加したことを証明するもの（参加証明証のコピー）

第5章 専門医更新申請書類

第12条 専門医の更新を申請する者は、専門医の有効期間満了の年度内に、次の各項に定める診療実績を含めた申請書類を専門医委員会に提出しなければならない。

- 1) 専門医更新申請書（別に定める）
- 2) 履歴書（別に定める）
- 3) 更新申請時の最近1年間の診療実績（別に定める）
- 4) 過去5年間の業績目録（別に定める）

なお、業績目録においては、学術集会参加・学会発表・論文を基準点数化した専門医委員会の配点に従い、過去5年間で最低100点の単位を獲得しなければならない。

第6章 専門医認定研修施設の認定

第13条 専門医認定研修施設の認定を受けようとする施設は、本細則第8章第18条に定める申請書類

を専門医委員会に提出しなければならない。

第 14 条 専門医委員会は、専門医認定研修施設として適当と認めた施設を、専門医委員会の議を経て、理事会に報告する。

第 15 条 代表理事は、専門医委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、その施設を専門医認定研修施設として認定し、専門医認定研修施設認定証を交付する。

第 16 条 専門医認定研修施設認定証の有効期間は、その交付より 3 年とする。

第 7 章 専門医認定研修施設の認定を申請するものの資格

第 17 条 専門医認定研修施設の認定を申請する施設は、次に定めた条件を満たしていること。

- 1) 臨床研修病院またはそれに準ずる総合的な病院であること。
- 2) 熱傷治療に十分な実績を有していること。
- 3) 1 名以上の熱傷専門医が常勤し、熱傷治療に関する教育指導体制がとられていること。
- 4) 重症熱傷の救命治療を行っていること。
- 5) 重症熱傷救命後の形成手術およびリハビリテーションを行っていること。

第 8 章 専門医認定研修施設認定申請書類

第 18 条 専門医認定研修施設の認定を申請する施設は、次の各項に定める申請書類を専門医委員会に提出しなければならない。

- 1) 専門医認定研修施設認定申請書（別に定める）
- 2) 熱傷専門医の履歴書（別に定める）
- 3) 過去 1 年間の熱傷患者数および診療実績（別に定める）

第 9 章 専門医認定研修施設の更新

第 19 条 専門医認定研修施設は、資格取得後 3 年ごとにこれを更新しなければならない。

第 20 条 専門医認定研修施設の更新を申請する施設は、本細則第 10 章第 21 条に定める申請書類を専門医委員会に提出しなければならない。

第 10 章 専門医認定研修施設更新申請書類

第 21 条 専門医認定研修施設の更新を申請する施設は、専門医認定研修施設の有効期間満了の年度内に、次の各項に定める申請書類を専門医委員会に提出しなければならない。

- 1) 専門医認定研修施設更新申請書（別に定める）
- 2) 熱傷専門医の履歴書（変更があった場合のみ、別に定める）
- 3) 過去 3 年間の熱傷患者数および診療実績（別に定める）
- 4) 原則として平成 23 年 4 月 1 日以降に各施設へ入院した熱傷症例は、「熱傷レジストリ」に登録のうえ、当該施設データを出力し印刷したものを申請書に添付すること。

第 11 章 専門医審査料および登録料

第 22 条 審査料は、次の如くである。

認定審査料	30,000 円
更新審査料	20,000 円

第 23 条 既納の審査料は、返却しない。

第 24 条 登録料は、次の如くである。

認定登録料	20,000 円
-------	----------

更新登録料 20,000 円

第 25 条 既納の登録料は、返却しない。

第 12 章 専門医認定研修施設審査料および登録料

第 26 条 審査料は、次の如くである。

認定審査料 40,000 円

更新審査料 20,000 円

第 27 条 既納の審査料は、返却しない。

第 28 条 登録料は、次の如くである。

認定登録料 20,000 円

更新登録料 20,000 円

第 29 条 既納の登録料は、返却しない。

第 13 章 専門医認定研修施設資格の喪失

第 30 条 専門医認定研修施設は、次の各項の理由により、その資格を喪失する。

- 1) 専門医認定研修施設の資格を辞退したとき。
- 2) 専門医認定研修施設の更新をしなかったとき。
- 3) 専門医認定研修施設の条件を十分に満たさなくなったとき。

第 31 条 専門医認定研修施設の更新審査で不合格となった場合、理事会の議決によってその資格を 1 年間保留とする。その間に所定の手続きにより更新審査に合格しない場合は、理事会の議決によって認定を喪失する。(以下 3 1 条を 3 2 条にし、以下繰り下げ)

第 32 条 専門医認定研修施設としてふさわしくない行為のあったときや、申請書類に虚偽の記載があることが判明したときは、専門医委員会および理事会の議決によって認定を取消することができる。ただし、この場合その専門医認定研修施設に対し弁明の機会が与えられなければならない。

第 14 章 専門医および専門医認定研修施設の申請の時期および申請先

第 33 条 専門医委員会は、専門医と専門医認定研修施設の認定および更新を申請する時期、その他について、機関誌、ホームページ等に公示する。

第 34 条 申請先および手数料送金先
一般社団法人 日本熱傷学会 事務局

第 35 条 すべての審査は、その年度内に完了しなければならない。

第 15 章 附則

第 36 条 認定医は、移行試験を受けることにより専門医に移行できる。ただし、移行した専門医の資格有効期間は、残りの認定医期間とする。

第 37 条 移行試験審査、登録料は、次の如くである。

移行試験審査、登録料 10,000 円

第 38 条 65 歳以上の認定医についても移行試験及び登録料の免除は行わない。

第 39 条 移行試験は、平成 19 年度から 3 年間に限り行う。

第 40 条 今後、認定医の認定は行わないが、認定医の更新については、平成 18 年度から 3 年間に付き行う。

第41条 この細則は、平成19年9月21日より施行する。

第42条 この細則は、専門医委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければ変更できない。

第43条 この細則の実施に関して生ずる疑義については、専門医委員会で審議し決定するものとする。

■専門医更新に必要な診療業績

更新申請者は最近5年間に下記の10項目のうち最低5項目の診療に従事した経験を必要とする。

- | | | | |
|--------------------|-------------|--------------|-------------|
| 1. 広範囲熱傷 | 2. 小児熱傷 | 3. 高齢者熱傷 | 4. 気道熱傷（損傷） |
| 5. 手・足の熱傷 | 6. 顔面熱傷 | 7. 外陰部・会陰部熱傷 | |
| 8. 熱傷後肥厚性瘢痕または瘢痕拘縮 | 9. 化学熱傷（損傷） | 10. 電撃傷 | |

■専門医更新に必要な業績目録

専門医更新に必要な業績目録の配点を以下のとおりとする。

基準点数

(1) 学術集会参加

- | | | |
|---|-----------|------------|
| 1. 日本熱傷学会学術集会 | 25点 | |
| 2. 日本熱傷学会地方会 | 10点 | |
| 3. 日本熱傷学会講習会 | 10点 | |
| 4. 国際熱傷学会（ISBI congress） | 20点 | |
| 5. その他の熱傷関連の国際学会 | 10点 | |
| ・第3回アジア太平洋熱傷学会（2000年4月3日～5日台北） | | |
| ・John A. Boswick, M. D. Burn & Wound Care Symposium（Maui Burn Conference） | | |
| 6. 日本熱傷学会が認めた関連学会 | 5点 | |
| ・日本救急医学会 | ・日本形成外科学会 | ・日本皮膚科学会 |
| ・日本集中治療医学会 | ・日本創傷治癒学会 | ・日本臨床救急医学会 |
| ・日本創傷外科学会 | ・日本外傷学会 | |

(2) 学会発表

- | | |
|------------------------------|-----|
| 1. 日本熱傷学会学術集会 | |
| 1-1 パネル・シンポ・講演等 | 20点 |
| 1-2 司会・座長 | 10点 |
| 1-3 一般演題（筆頭のみ） | 10点 |
| 2. 日本熱傷学会地方会 | |
| 2-1 パネル・シンポ・講演等 | 10点 |
| 2-2 司会・座長 | 5点 |
| 2-3 一般演題（筆頭のみ） | 5点 |
| 3. 日本熱傷学会講習会 | |
| 3-1 司会・講師 | 20点 |
| 4. 国際熱傷学会（ISBI congress） | |
| 4-1 パネル・シンポ・講演等 | 20点 |
| 4-2 司会・座長 | 10点 |
| 4-3 一般演題（筆頭のみ） | 10点 |
| 5. その他の熱傷に関連する国際学会 | |
| 5-1 パネル・シンポ・講演等 | 10点 |
| 5-2 司会・座長 | 5点 |
| 5-3 一般演題（筆頭のみ） | 5点 |
| 6. 日本熱傷学会が認めた関連学会（熱傷に関連する発表） | |
| 6-1 パネル・シンポ・講演等 | 10点 |
| 6-2 司会・座長 | 5点 |

6-3 一般演題（筆頭のみ） 5点

(3) 論文

1. 日本熱傷学会機関誌「熱傷」の論文

1-1 筆頭 20点

1-2 共同 10点

(Burns および The Journal of Burn Care&Reseach は同点とする)

2. 熱傷に関連したその他の論文

2-1 筆頭のみ 10点

以上の各項目（先頭の数字を区分番号とする）と基準点数を一覧表に記入し、学術集会参加の場合は参加章（コピー可）を、学会発表の場合はプログラムのコピーを、論文の場合は論文のコピーなど各項目を証明するものを添付すること。